

熊本県台湾関連ビジネス拡大支援資金（一般枠）実施要領

（融資対象者）

第1 融資対象者は、台湾に関連する事業に取り組む者とする。

（資金使途）

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第3 融資限度額は、8,000万円とする。

（融資期間）

第4 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

（貸付方法）

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第7 融資利率は固定とし、年1.90%以内とする。

（保証料率）

第8 保証料率は、熊本県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定することとし、各区分欄に掲げる率に相当する額を県が補助する（年率・単位％）。

（1）保証協会保証付き融資のみ実行の場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率	0.10								
事業者負担率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

（2）保証協会保証付き融資とその4割以上の金額をプロパー融資で同時実行する場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率	0.20								
事業者負担率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

（担保）

第9 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第10 必要に応じて徴求。ただし、保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

（プロパー融資の同時実行）

第11 同時実行するプロパー融資において、融資期間及び返済方法は本資金と同一とし、融資期間及び返済方法以外の融資条件については、プロパー融資の定めによる。

(申込先及び申込方法)

第12 本資金の申込先は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

ただし、保証協会保証付き融資とプロパー融資の同時実行の場合は、プロパー融資を実行する取扱金融機関とする。

(必要書類)

第13 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類等の他、事業計画書(様式1)とする。

附 則

1 この要領は、令和6年9月17日から施行する。

事業計画書

商号又は名称(氏名) _____

1. 事業概要

現在の事業の業種			
台湾関連ビジネスの業種			
台湾関連ビジネスの実施地域			
台湾関連ビジネスの具体的内容	<input type="checkbox"/> 台湾人向けのサービス提供(飲食等) <input type="checkbox"/> 台湾製品の取扱い(小売り、卸売り等) <input type="checkbox"/> 台湾向けの製品開発 <input type="checkbox"/> 台湾への直接投資 <input type="checkbox"/> その他 []	【内容】※	
事業開始時期	着手済 ・ 未着手	着手(予定)年月日	年 月 日

※欄が不足する場合は、裏面に記載してください。

※台湾関連の事業を実施するにあたって工夫している点や、事業遂行上課題があればその解決方法なども記載してください。

2. 資金計画

区分	内容	金額(千円)
運転資金		
設備資金	事業用不動産	
	機械器具等	
必要資金合計		

